

トイ・ワイド友の会 会員規約改定のお知らせ

トイ・ワイド友の会事務局

「トイ・ワイド友の会 会員規約」を下記の通り改定いたします。

記

■適用開始日：2026 年 9 月 1 日（火）

■改定内容

改定前	改定後
第 2 条[活動] 当会は、会の目的を達成するために次の活動を行う。 (1) (省略) (2) 当会は、ゲーム機、自転車、ベビーカー等の当会が別途定める対象商品（以下「対象商品」という）の修理等にあたる各対象商品のメーカーの相談窓口の紹介を会員に行う。 (3) (省略) (4) 当会は、対象商品の本体について会員が負担した修理代金等の補償サービスを行う。 (5) (省略)	第 2 条[活動] 当会は、会の目的を達成するために次の活動を行う。 (1) (省略) (2) 当会は、会員が購入したゲーム機、自転車、ベビーカー等の当会が別途定める対象商品（以下、「対象商品」という）の修理等にあたる各対象商品のメーカーの相談窓口の紹介を会員に行う。 (3) (省略) (4) 当会は、当会を保険契約者、会員を被保険者とし、会員が購入した対象商品を保険の目的とする動産総合保険に加入する。対象商品の本体について会員が負担した修理代金等の補償サービスを行う。 (5) (省略)
第 3 条[入会資格] 当会の入会資格は、次の通りとする。 (1) 当会の取次店舗で対象商品を購入し、会費を納めオンライン登録を行ったもの。 (2) 当ホームページにてオンライン登録時にクレジットカード決済にて購入日より 30 日以内に会費を納め入会したもの。 (3) 但し、次の場合は入会できないものとする。 (省略)	第 3 条[入会資格] 1 当会の入会資格は、次の通りとする。 (1) 当会が会費受領権限を付与した取次店舗において、対象商品を購入し、会費を支払った者。当会の取次店舗で対象商品を購入し、会費を納めオンライン登録を行ったもの。 (2) 当会が会費受領権限を付与していない取次店舗において、対象商品を購入し、購入日より 30 日以内に当会ホームページにて会員登録を行うとともに、会費を支払った者。当ホームページにてオンライン登録時にクレジットカード決済に

	て購入日より30日以内に会費を納め入会したものの。 (3) 取次店舗を介さず、オンラインショップ等で対象商品を購入し、購入日より30日以内に当会ホームページにて会員登録を行うとともに、会費を支払った者。 2 対象商品のうち以下に該当するものを購入した場合は、会員となることができない。(3) 但し、次の場合は入会できないものとする。 (省略) 3 第1項(1)により会員となった者は、対象商品を購入し、購入日より7日以内に当会ホームページにて会員登録を行わなければならない。
第4条[会費] 当会の会費は、対象商品の購入価格帯によってそれぞれ定められた所定の額を会費とする。(省略)	第4条[会費] 当会の会員になろうとする者は、所定の会費を支払わなければならない。 当会の会費の額は、対象商品の購入価格帯によってそれぞれ定められた所定の額を会費とするものとし、当会はその額をホームページ及び会員登録ページに掲載する。(省略)
第5条[会員の有効期限] (省略) 会員は、この間原則として脱会することは、できないものとする。万一、脱会を希望した場合でも、一旦支払われた会費は返還されないものとする。	第5条[会員の有効期限] (省略) 会員が退会を希望する場合は、当会所定の退会手続を取るものとする。は、この間原則として脱会することは、できないものとする。万一、脱会を希望した場合でも、一旦支払われた会費は返還されないものとする。
第7条[会員資格の喪失] 会員は、以下の場合は補償を受けられないことがある。 (1) (省略) (2) オンラインによる会員登録を行っていないとき (3) (省略)	第7条[会員サービス提供不能会員資格の喪失] 会員は、以下の場合に当会のサービス活動を受けられないことがあり、この場合当会は免責される。は補償を受けられないことがある。 (1) (省略) (2) 当会ホームページにてオンラインによる会員登録を行っていないとき (3) (省略)
第10条[修理代補償サービス] (1) 当会は、会員に補償サービスを実施するため、会費を原資として会員を被保険者とする動産総合保険に加入する。	第10条[動産総合保険修理代補償サービス] (1) 当会が加入する動産総合保険にかかる「重要事項説明書」は、当会ホームページ及び会員登録ページに掲載する。は、会員に補償サービスを実

(2) 省略	施するため、会費を原資として会員を被保険者と する動産総合保険に加入する。 (2) 省略
(新設)	第 15 条[規約の変更] 本規約を変更するときは、変更する条項及び効力 発生日を明示して、変更の効力が生ずる 1 ヶ月前 に当会のホームページに掲載する。